

愛媛県立しげのぶ 特別支援学校の 医療的ケアについて

令和7年5月作成



〒791-0212

愛媛県東温市田窪2135

TEL 089-964-2258 FAX 089-964-3496

E-mail sigsc-ad@esnet.ed.jp

しげのぶ特別支援学校における 医療的ケアの目的

- 安全な(安心できる)学習環境を整備する。
- 医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培う。
- 医療的ケアに対する保護者の負担軽減を図る。

医療的ケアとは？

学校での医療的ケアは、「教育の一環である」という考え方のもと、安全な学習環境を整備し、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的としています。

日常生活及び社会生活を営むために行われている医療行為を、医師の書面による指示に基づいて、医療的ケア看護職員及び認定教員等が実施します。

医療的ケアの内容

学校で安全に実施可能か、主治医、学校医、医療的ケア指導医等に御意見をいただきながら検討し、決定します。

【医療的ケアの内容例】

- ・人工呼吸器による呼吸管理
- ・喀痰吸引
- ・経管栄養
- ・導尿
- ・気管カニューレの管理
- ・その他校長が必要と認めた物(吸入、酸素吸入、排痰補助装置の使用等)

(愛媛県立学校医療的ケアガイドブックより)

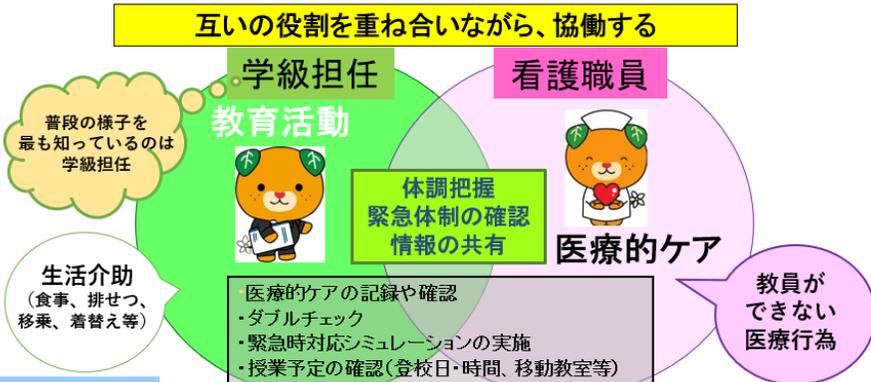
安全で安心な学校生活を送るために、保護者の方の御理解と御協力をいただいております。お子様が安心して教員や看護職員と過ごせる関係、環境づくりを大切にしています。

保護者の主な役割

- ・学校における医療的ケア実施体制について、十分理解し同意したうえで、医療的ケアの実施を申請します。
 - ・お子さんの健康状態を把握し、担任や医療的ケア看護職員、養護教諭に伝達します。
 - ・定期的に医療機関を受診し、医療機関と学校との連携の一翼を担います。
 - ・緊急時の対応方法を十分に把握・理解するとともに、緊急時の連絡が確実に取れるようにしておきます。
 - ・医療的ケア実施に必要な物品の用意、災害時に備えた準備をするとともに、医療的ケアに必要な医療機器・器具の日常管理を行います。
 - ・医療機関に支払う医療的ケア実施に掛かる関係文書の費用を負担します。
 - ・医療的ケアの引継ぎの協力や、学校の実施体制の状況等によって、学校から医療的ケアの実施や校内待機を依頼された場合は、その依頼に応じます。
- (愛媛県立学校医療的ケアガイドブックより)

学級担任と医療的ケア看護職員の役割分担と連携

医療的ケア児の一日の流れ(イメージ)



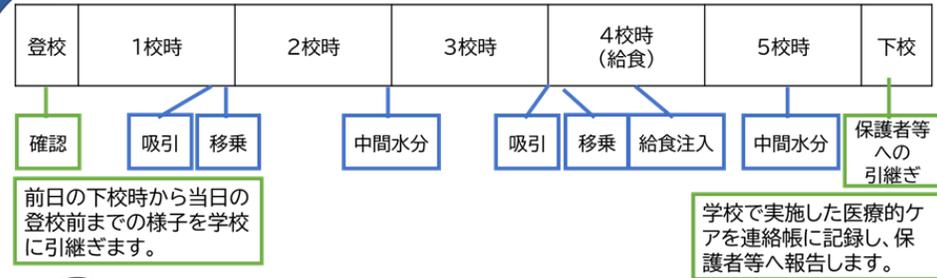
養護教諭



お子様の健康状態や医療的ケアの実施状況を把握し、医療機関との連携を図ります。



医療的ケアは基本的に、お子様または学級担任が随時依頼します。授業間の休憩時間などで水分の注入や吸入などの医療的ケアを実施します。



看護職員は、お子様や学級担任からの依頼を受けて、医療的ケアを実施するときに教室へ行き、実施後は退室します。

安心して学校生活を送るための手続きスケジュール

※ 付添や待機等の時期については、あくまで目安です。(登校状況や体調によって異なります。また、長期休業明け及び長期欠席や不調後の登校時には保護者付添または校内待機を依頼します。)
※ 引継ぎ後の★は人工呼吸器使用の場合の手順になります。

入学前後	子どもに付添い (体調把握等、ケア実施)	子どもに付添い (ケア必要時や移乗等の対応)	引継ぎ	★①学校生活の一部の時間、保護者見守りのもと看護職員がケアを行う	★②校内に待機 (一部の時間→終日)	★③校内および校外待機	★④校外待機	待機終了 (医療的ケア看護職員によるケア)
保護者	○観察期間における必要な情報の提供	○主治医指示書の検討打合せ (医療的ケア看護職員、養護教諭、保護者)	○主治医指示書依頼 (受診日) ↓ ○主治医指示書を提出	○体調が変わりないか確認 ○手技を実施する上での必要な情報の提供 ※看護職員、教員は疑問点、不安な点を保護者に聞き、学校で情報共有。必要に応じて主治医等に助言を仰ぐ。				※ 放課後等デイサービスとの引継ぎ確認 (初回のみ)
医療的ケア実施の申請	○保護者からの情報収集 (手続きを進めるうえでの確認) ※ 必要に応じて、主治医意見書等により、主治医の意見を求めることもある。 ○学校医等検診 * 学校医 (子ども療育センター→若本医師)	※事前に、主治医に依頼に関する文書を送付。	○主治医指示書の検討打合せ (依頼に關しての同行) ○主治医指示書の受取り	○医療的ケア実施決定通知書 ○医療的ケア実施承諾書 (を配付受取り)				
「医療的ケア実施申請書」の受取り			○緊急時の対応マニュアルの作成 ○医療的ケア看護職員による手技確認	○緊急時の対応マニュアルの作成 ○保護者の手技確認 ○医療的ケア看護職員による手技確認				
学級担任 養護教諭 医療的ケア看護職員	○平常時のバイタル等の確認 ○体調への気付き ○おう吐時の対応確認 ○発作時の対応確認 ○保護者との連携の取り方の確認 ○緊急時対応シミュレーションの実施 ※ 観察期間とは... 申請された医療的ケアが学校で安全に実施できるか どうかの判断のため、学級担任、養護教諭、医療的ケア看護職員による観察、実態把握、検討等の期間。	○主治医指示書の検討打合せ (医療的ケア看護職員、養護教諭、保護者) ○主治医指示書依頼 → 説明や助言を受けるため同行	○緊急時の対応マニュアルの作成 ○保護者の手技確認 ○医療的ケア看護職員による手技確認 ○実施記録の有効性の検討 ○看護職員複数数名が交代してのケア対応	○緊急時の対応マニュアルの作成 ○保護者の手技確認 ○医療的ケア看護職員による手技確認 ○実施記録の有効性の検討 ○看護職員複数数名が交代してのケア対応				※ 放課後等デイサービスとの引継ぎ確認 (初回のみ)
観察期間	○排せつ介助方法の確認と実施 ○着替え介助方法の確認と実施 ○移乗方法・タイミング等の確認と実施 ○物品の確認及び配置 (通常時、緊急時、非常時) ○吸引のタイミング ○授業の実施 (学習内容の確認) (教室及び特別教室での活動) ※ 道具を使つての遊び等、参加可能な学習は? ※ 特別教室への移動は? (音楽室、自立活動室、プレイルーム、体育館等) ※ 人工鼻での可能な学習活動は? 時間の目安は? ※ ネルコアセンサーを外して可能な学習活動、状況は? ○アラーム発生時の対応 ○酸素流量、残量、開閉、接続の確認と対応 ○回路位置の確認 ○呼吸器の接続が外れた場合の対応 等その他							
養護教諭								

医療的ケアに係る観察期間が終了しても、継続して実態把握や状態観察をしていきます。